

労務費 ※R5年度参考 毎年4月1日改訂

平日

時間	割増	単位	配管工	普通作業員	電工
8:00～18:00	なし	日	20,600	17,900	21,200
		h	2,575	2,237	2,650
		半日			
5:00～8:00 18:00～22:00	1.25割増	日	25,750	22,375	26,500
		h	3,218	2,796	3,312
		半日			
22:00～5:00	1.50割増	日	30,900	26,850	31,800
		h	3,862	3,356	3,975
		半日			

土日祝(12/29～1/3含む)

時間	割増	単位	配管工	普通作業員	電工
8:00～18:00	1.25割増	日	25,750	22,375	26,500
		h	3,218	2,796	3,312
		半日			
5:00～8:00 18:00～22:00	1.35割増	日	27,810	24,165	28,620
		h	3,476	3,020	3,577
		半日			
22:00～5:00	1.60割増	日	32,960	28,640	33,920
		h	4,120	3,580	4,240
		半日			

・交通整理員については、請求書を提出(実費精算)

書類作成費用

道路申請書類作成費	式	6,711	8,000
印紙代		2,230	

・道路申請書類作成費 普通作業員 $2,237 \times 3h = 6,711$

・ $6,711 + 2,230 = 8,941 \div 8,000$ (千円以下切捨て)

[注意事項]

- ・諸経費は41%とする。(千円止)
- ・修理工事使用機器類は、建設物価または建設機械損料とする。
- ・本単価表に定めない材料等の単価は、見積書またはメーカー一定価の90%で算出する。
- ・施工困難、若しくは特別な労力を要する場合は、職員と協議しその指示により算出する。
- ・離島での修理の場合は、船の運賃を別途計上する。
- ・労務費の精算は上記労務単価と、実労働時間にて精算する。